

安全保障輸出管理に係る対応について

国立研究開発法人海洋研究開発機構
イノベーション・事業推進部 国際課

1. 背景

武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐために、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）に基づく貿易管理規制があります（管轄：経済産業省）。大学や研究機関を含むすべての輸出者は、外為法に基づき適切な輸出（貨物輸出及び技術提供）を行うことが義務づけられています。

2. 海洋研究における輸出例

研究船で使用する観測機器等は、外国で荷下ろしをする場合の他、領海外で研究船から切り離して使用する場合には輸出とみなされます。例えば、機器の海底への設置や漂流機器の海中投入などが輸出にあたり、たとえ使用後に回収するものであっても輸出になります。領海外へ輸出する貨物が、輸出貿易管理令（輸出令）・別表第1の1～15項に該当する場合には、事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

また、研究船内において、非居住者（※）に前述の規制該当貨物の使用技術等を教える際にも、事前に経済産業大臣の許可を要する場合がありますので注意が必要です。

3. 輸出許可取得のお願い

JAMSTEC の研究船上に上記外為法による規制に該当する観測機器類等を持ち込む場合や、規制該当技術を非居住者へ提供する場合には、応募者の責任で所属の組織・機関において事前に経済産業省による輸出許可を取得してください。

外為法では、輸出の時点とは、貨物の場合は船積みの時点、技術の場合は非居住者に対する提供の時点とされており、それまでに手続きを完了して頂けますようお願い致します。

以上

（※）非居住者の定義

居住者及び非居住者の判定	
居住者	非居住者
<p>日本人(※個人)の場合 ①我が国に居住する者 ②日本の在外公館に勤務する者</p>	<p>日本人(※個人)の場合 ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③出国後外国に2年以上滞在している者 ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者(例:出張で一時帰国者)</p>
<p>外国人(※個人)の場合 ①我が国にある事務所に勤務する者 ②我が国に入国後6月以上経過している者 (例:大学の先生、来日6ヶ月以上経過留学生等)</p>	<p>外国人(※個人)の場合 ①外国に居住する者 ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)(例:来日6ヶ月未満の留学生等)</p>
<p>法人等の場合 ①我が国にある日本法人等 ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所 ③日本の在外公館</p>	<p>法人等の場合 ①外国にある外国法人等 ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所 ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関</p>
<p>その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等</p>	

※財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について(抄)」より